

高西年発第3号
平成29年12月28日

香川県社会保険労務士会長 様

日本年金機構高松西年金事務所
(香川県代表事務所)



年金事務所の機能集約に伴う適用・徴収関係業務にかかる入力規制
のお知らせについて

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般よりお知らせしておりますとおり、当機構の基幹業務である適用・徴収業務の体制強化を図ることを目的として、平成30年2月1日付をもって高松東年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を高松西年金事務所に移管・集約することとしています。

このことに伴い、事業所記録等のデータ移管作業を行うため、以下のとおりオンラインシステムの入力規制が予定されております。

このため、当該規制期間中は両年金事務所管轄区域内にかかる被保険者資格取得届等の各種厚生年金適用関係届書の入力処理業務が行えないこととなり、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、当該規制の対象は、高松西年金事務所及び高松東年金事務所管轄区域のみとなりますので、念のため申し添えます。

※入力規制の概要

規制する期間	規制する業務（入力処理）	対象拠点（管轄区域）
平成30年1月15日～1月31日	事業所全喪届の入力処理	高松東年金事務所管轄区域分
平成30年1月22日～1月31日	管轄外の事業所所在地変更届の入力処理	高松東年金事務所管轄区域分
平成30年1月26日～1月31日	資格取得届等の各種厚生年金適用関係届書、 磁気媒体届・電子申請の入力処理	高松西年金事務所管轄区域分 高松東年金事務所管轄区域分

【照会先】

日本年金機構 高松西年金事務所
担当：総務課 浜田、竹本
電話：087-822-4611

事業主の皆さまへ

ご協力のお願いです

年金事務所の機能集約のため

平成30年1月26日(金)~31日(水)

につきましては、次の証明書の交付ができません。

- 年金事務所窓口にて提出された、健康保険に新規加入された方の被保険者資格証明書の
即日交付

お客様には、オンラインシステムの都合上、届書の入力処理を行うことができず、ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、職員にお尋ねください。

高松西 年金事務所
高松東 年金事務所